

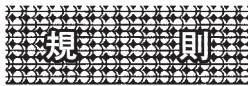


# 長野県報

7月5日(木)  
平成30年  
(2018年)  
第2988号

## 目次

<b>規 則</b>	
長野県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則（自然保護課）	1
<b>告 示</b>	
家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付（園芸畜産課）	2
家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の書換交付（園芸畜産課）	5
公共測量の実施（3件）（建設政策課）	5
政見放送及び経歴放送実施規程に基づく長野県知事選挙における候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数（選挙管理委員会）	6
政見放送及び経歴放送実施規程に基づく長野県知事選挙における手話通訳を付して政見を録画する放送事業者（選挙管理委員会）	6
<b>公 告</b>	
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室）	6
大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定による意見書の縦覧（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室）	7
土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）	7
開発行為に関する工事の完了（2件）（都市・まちづくり課）	7
特定調達契約に係る一般競争入札（会計課）	8



長野県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年 7月 5日

長野県知事 阿 部 守 一

### 長野県規則第40号

長野県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

長野県立自然公園条例施行規則（昭和35年長野県規則第53号）の一部を次のように改正する。

第16条中「第10条第2号」を「第10条第3号」に改め、同条中第85号を第101号とし、第52号から第84号までを16号ずつ繰り下げ、第51号を第65号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (66) 認定保護増殖事業等の実施のために別表に掲げる植物を採取し、又は損傷する行為
- (67) 認定保護回復事業等の実施のために別表に掲げる植物を採取し、又は損傷する行為

第16条中第50号を第64号とし、第43号から第49号までを14号ずつ繰り下げ、第42号を第53号とし、同号の次に次の3号を加える。

- (54) 認定保護増殖事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示する行為
  - (55) 認定保護回復事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示する行為
  - (56) 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示する行為
- 第16条中第41号を第52号とし、第25号から第40号までを11号ずつ繰り下げ、同条第24号中「(平成16年法律第78号)」を削り、同条第35号とし、同条第23号を同条第32号とし、同号の次に次の2号を加える。
- (33) 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採する行為
  - (34) 認定保護回復事業等の実施のために木竹を伐採する行為
- 第16条中第22号を第31号とし、第18号から第21号までを9号ずつ繰り下げ、第17号を第18号とし、同号の次に次の8号を加える。
- (19) 電波法（昭和25年法律第131号）第2条第4号に規定する無線設備を改築し、又は増築（新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが付帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限る。）する行為

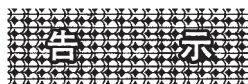
- (20) 既存の電線、電話線又は通信ケーブルを既存の規模を超えない範囲(径の変更を除く。)で張り替える行為(色彩の変更を伴わないものに限る。)
- (21) 電柱に付帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換する行為
- (22) 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線及び通信ケーブルを設置する行為
- (23) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等(以下この条において「認定保護増殖事業等」という。)の実施のために必要な工作物を設置する行為
- (24) 長野県希少野生動植物保護条例(平成15年長野県条例第32号)第33条第1項に規定する認定保護回復事業等(以下この条において「認定保護回復事業等」という。)の実施のために必要な工作物を設置する行為
- (25) 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設(その高さが3メートルを超えない施設であつて、道路その他公衆が通行

- し、又は集合する場所から20メートル以上離れているものに限る。)を新築し、改築し、若しくは増築する行為
- (26) 特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)第2条第1項に規定する特定外来生物(以下この条において「特定外来生物」という。)の防除の目的で、カメラを設置する行為
- 第16条第16号の次に次の1号を加える。
- (17) 境界標(不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第77条第1項第9号に規定する境界標をいう。)を設置する行為
- 第19条中「第22条第2号」を「第22条第3号」に改め、同条第1号を次のように改める。
- (1) 第16条第1号から第26号まで、第37号から第40号まで、第50号から第56号まで、第68号又は第69号に掲げる行為

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

自然保護課



## 長野県告示第432号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨通報がありました。

平成30年7月5日

長野県知事 阿部 守一

## 定期種畜検査に基づく交付

種畜証明書番号	家畜の種類	品 種	名 前 (登録番号)	飼養者の住所氏名	等級	有効期限	有効区域
第31620010003号	豚	デュロック種	ゼンソーデー ヒガシ 15 1 00909 (日豚D子 DD03-A001986)	上伊那郡中川村 長野県農協直販株式会社 長野県SPF種豚センター	2級	平成30年4月25日 ～ 平成31年4月24日	全国一円
第31720010002号	豚	デュロック種	ゼンソーデー ヒガシ 16 2 02848 (日豚D子 DD03-A002728)	上伊那郡中川村 長野県農協直販株式会社 長野県SPF種豚センター	2級	平成30年4月25日 ～ 平成31年4月24日	全国一円
第31720010003号	豚	デュロック種	ゼンソーデー ヒガシ 16 2 02961 (日豚D子 DD03-A002729)	上伊那郡中川村 長野県農協直販株式会社 長野県SPF種豚センター	2級	平成30年4月25日 ～ 平成31年4月24日	全国一円
第31820010001号	豚	デュロック種	ゼンソーデー ヒガシ 16 2 00088 (日豚D子 DD03-A003312)	上伊那郡中川村 長野県農協直販株式会社 長野県SPF種豚センター	2級	平成30年4月25日 ～ 平成31年4月24日	全国一円
第31820010002号	豚	デュロック種	ゼンソーデー ヒガシ 17 5 01872 (日豚D子 DD03-A003313)	上伊那郡中川村 長野県農協直販株式会社 長野県SPF種豚センター	2級	平成30年4月25日 ～ 平成31年4月24日	全国一円
第31420070001号	豚	ランドレース種	ロソハク シンシュウ ナガノチン 5 0328 (日豚L種 LL20-A000006)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	平成30年5月9日 ～ 平成31年5月8日	全国一円
第31520020001号	豚	ランドレース種	ロソハク エービー ナガノチン 1 0328 (日豚L子 LL20-A000010)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	平成30年5月9日 ～ 平成31年5月8日	全国一円